

保護者の皆さまへ

しゅうがくえんじょ

就学援助のお知らせ 2026(令和8)年度

真鶴町教育委員会

真鶴町では、町立の小中学校にお子さんが通学される家庭で、経済的理由によりお子さんの就学について困っている場合、学用品の購入など、教育費の一部を援助する制度があります。

この制度は、町教育委員会が、援助を希望される家庭の収入状態や、家庭の状況等から、総合的に検討、判断し適当であると認められた方が受けられるものです。

この就学援助を希望される方は、「就学奨励費交付申請書」を提出してください。

※ 生活保護を受けている方は修学旅行費のみ対象となります。(生活保護対象者は就学奨励費交付申請書の提出不要)

1 援助を受けることができる理由のある方(裏面一覧のとおり)で、次の全てに該当する方
教育委員会が生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認定した世帯

※ 令和7年分の所得等から算出した額が基準以下の世帯。4人世帯(子ども2人)の場合、総所得金額の限度額は、約350万円程度となります。なお、経済的理由(急激な所得の変化等)でお困りの方はご相談ください。

2 申し込み方法(就学援助費は年度ごとの認定になりますので、前年度認定されていた方もあらためて申請してください。)

(1) 就学奨励費交付申請書に必要な事項を記入し、該当理由を証明する書類を添付して、真鶴町教育委員会へ提出してください。

申請書は真鶴町教育委員会にあります。

また、真鶴町公式ホームページでダウンロードができます。

(2) 受付場所…真鶴町教育委員会へ直接提出してください。

受付期間は、2026年4月1日(水)~2027年1月15日(金)です。

4月に申請される方は2026年4月17日(金)までに提出してください。

(3) 今年1月1日の時点で真鶴町に居住されていない方は、今年の1月1日時点の住所地で6月以降に前年度(2025(令和7))年度の課税証明書を取得し提出してください。

注意事項…ア. 申請書の提出された月から算出し、学期ごとで支給します。

イ. 認定は原則として住民登録上の世帯構成で行います。

ウ. 学校給食費等(きょうだい分及び過年度分)の未納がある場合は対象になりません。(該当年度の未納分が回収され次第、次学期で支払い予定)

また、未納分が回収されない場合は、委任状を申請者に記載していただく場合があります。

※過年度の未納分を納付しても支払いの対象になりません。

3 援助の決定

提出された書類に基づいて審査し、その結果を保護者の方に 6 月以降に通知します。(途中認定の方は随時結果を通知します。)

4 援助の内容

次の費用について、教育委員会が学校徴収額等により算定し、毎学期末に保護者に支給します。

学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費 等

学用品費及び通学用品費に関しては、買ったものの金額が分かる資料(例:レシート、商品注文履歴のコピー)を提出していただきますので、保管をお願いします。

※申請した月から購入したレシートを必ず提出してください。

→レシートがない場合、その分は支給できません。

例 4月申請→4月～7月、8月～12月、1月～3月

6月申請→6月～7月、8月～12月、1月～3月

学用品費とは・・・学校の授業等で使用するもの(筆記用具、体育用品費、学習帳等)

通学用品費とは・・・通学する時の使用するもの(通学用靴、雨具、上着等)

5 支給額

支給品目	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	支給予定額(限度額等)
学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小: 11,630 円 中: 22,730 円
通学用品費		○	○	○	○	○		○	○	小: 2,270 円 中: 2,270 円
校外活動費 (宿泊なし)	○	○	○	○		○	○	○	○	小: 1,600 円 中: 2,310 円
校外活動費 (宿泊あり)					○					3,690 円
修学旅行費						○			○	小: 22,690 円 中: 60,910 円
新入学用品費	○						○			小: 64,300 円 中: 81,000 円
給食費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実費
卒業アルバム 費						○			○	実費
生徒会費							○	○	○	実費

※あくまでも予定額になりますので、支給額等に変更が生じるおそれがあります。

支給品目によっては、補助金により賄われる可能性があるため、支給対象になりません。

給食費の精算により、保護者に返還された場合は、その他支給品目の支給額等を調整し支給しますのでご了承ください。

6 支給の方法

指定された保護者名義の口座へ支給します。

【援助を受けることができる理由・添付書類】

該 当 理 由	添 付 す る 証 明 書 類
①児童扶養手当を受けている方(特別児童扶養手当及び児童手当は対象外)	児童扶養手当証書(表紙及び県知事印が押されているページ)又は児童扶養手当認定通知書のコピー
②令和8年度 町民税が非課税又は減免された方 ※申請者以外の世帯員が課税されている場合は対象になりません。	※2申し込み方法の(3)と同じ
③令和7年度又は令和8年度 個人事業税が減免された方	個人事業税の減免を受けた旨の通知書のコピー(県税事務所発行)
④令和7年度又は令和8年度 固定資産税が減免された方 ※家屋新築による減免は対象外	固定資産税の減免の通知書のコピー (町役場・税務町民課発行)
⑤令和7年度又は令和8年度 A 国民健康保険の保険税が減免された方 B 国民年金の保険料の減免を受けた方	A 国民健康保険税減免決定通知のコピー (町役場・保険福祉課発行) B 申請承認通知書のコピー (神奈川県社会保険事務局小田原事務所発行)
⑥生活保護が受けられなくなった方	生活保護の停止又は廃止の証明書のコピー
⑦生活福祉資金の貸付を受けている世帯	生活福祉資金決定通知書のコピー (神奈川県社会福祉協議会発行)
⑧その他就学援助を必要としている方	事前に教育委員会にご相談ください。

どれか該当するものを一つ

◎分からないことがありましたら、遠慮なくおたずねください。

真鶴町教育委員会教育課 教育総務係
電話 0465-68-1131 内線 2342